

別紙

体験プログラムの開発等に係る支援業務委託仕様書

1 委託業務名

体験プログラムの開発等に係る支援業務

2 目的・概要

当県では、「むしろこれから鹿島・太良」をコンセプトに、鹿島・太良地域の本物の価値を磨き上げ、何度でも行きたくなる、愛おしいエリアとするため、鹿島・太良地域の一体的なエリアプロデュースに取り組んでいるところである。

その一環として、これまで5か年度にわたり、地域の事業者等による体験プログラムの開発（実績：80件以上）を支援してきた。また、インターネット予約サイトの活用や宿泊施設との連携により、開発したプログラムの販路拡大を図ってきた。

本業務においては、体験プログラムの開発や販売力の強化、地域の事業者間連携をより積極的に支援し、商品を持続的に販売できる実務力の向上や地域への新たな人の流れの創出・拡大を図ることにより、鹿島・太良地域への新たな人の流れの創出を目指す。

3 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

4 業務対象地域

本業務の対象地域は、鹿島市、太良町及びその周辺地域とする。

鹿島市及び太良町は、祐徳神社、竹崎温泉など県下有数の観光スポットを有する地域であり、豊かな自然や文化など唯一無二の本物の地域資源が豊富に存在する。

また、周辺地域である嬉野市や武雄市などの県南西部は、西九州新幹線の開業により、更なる宿泊客数の増加が見込めるところである。周辺地域との連携により、鹿島市及び太良町への新たな人の流れの創出・拡大を生み出すチャンスである。

5 業務内容

業務内容は、以下の（1）から（3）とする。なお、詳細については、県と受託事業者との協議により決定する。

なお、鹿島・太良地域は、農水産の生産が豊かな地域であり、これらの農水産物に関する体験プログラム（以下、「食の体験プログラム※」という。）が人気な地域である。そのため、今年度は、食の体験プログラムの開発・販売を強化することとする。

※ 食の体験プログラム例：果物狩り体験、BBQ体験、農水産物を使った料理づくり体験 等

(1) 集合型セミナーによる支援 [関心層の掘起し]

【目標：セミナーへの延べ参加者数 50 人以上、参加者満足度 7 割以上】

体験事業への参入（新規開発）に関心がある事業者や既存の体験事業者、地域の体験プログラムとの連携に関心がある異業種事業者（※）等に対し、体験プログラムの新規開発や販売力強化につながる実践的なノウハウや地域の体験事業者・異業種事業者間との連携の機会等を提供する。

セミナー回数は全体で 4 回以上とする。また、食の体験プログラムの新規開発及び販売強化につながるテーマは必ず入れること。

※ 宿泊事業者や交通事業者を想定（自身の事業の高付加価値化等のために地域の体験プログラムとの連携に関心がある方を想定）

（セミナーテーマの例）

- ・地域の成功事例の共有
- ・インバウンド強化対策
- ・SNS 等による実践型の情報発信対策
- ・体験プログラムを実施している生産者等による既体験事業の成功事例の共有
- ・宿泊業者を対象とした体験プログラムの体験セミナー

(2) 個別コンサルティング支援 [伴走型支援]

【目標：開発件数 5 件以上（うち鹿島・太良地域の食の体験プログラム 3 件以上）、磨き上げ件数 3 件以上】

既存の体験プログラムの販売力強化（磨き上げ）や体験プログラムの新規開発に取り組む意欲がある体験事業者に対し、魅力的で商品力のある“売れる体験プログラム”となるよう個別に支援を行う。

また、地域の体験プログラムとの連携に取り組む意欲がある異業種事業者に対し、地域の体験事業者とのマッチング支援を行う。

（個別支援の例）

- ・プログラムの作成から販路の構築までの一体的なコンサルティング
- ・プロカメラマンによる販売用写真撮影等の技術的支援
- ・地域の異業種事業者との体験事業者との連携方法の提案

(3) PR、誘客プロモーション

県内及び隣県（長崎県、福岡県）からの旅行者をターゲットにした体験プログラム販売促進キャンペーンを 3 回以上行い、5 - (2) で開発や磨き上げを行った体験プログラムの PR を図るとともに、鹿島・太良地域への観光誘客や域内周遊を促進する。

【目標：体験プログラムの予約数の増加（キャンペーン未実施時期との比較）】

6 完了報告書の提出

業務完了後、実施内容等を完了報告書として取りまとめ、県さが創生推進課へ提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、県さが創生推進課と随時打合せをして進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県さが創生推進課と受託事業者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、第三者（県さが創生推進課及び受託事業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (4) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。ただし、受託事業者が単に使用する場合には、県さが創生推進課と協議するものとする。受託事業者は、県さが創生推進課に対して著作権人格権を行使しないこと。
- (5) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第 20 条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物(素材を含む)を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。